

1 処分を受けた税理士

氏 名： 山田 賢太

登録番号： 第115218号

2 処分の内容

令和6年1月10日から1年8月の税理士業務の停止

3 処分の内容となった行為又は事実の概要

○ 信用失墜行為（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）

被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、所得金額の申告漏れを生じさせた。

また、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。

さらに、自己の法定申告期限後の所得税の確定申告において、青色申告承認申請書を提出していないにもかかわらず、青色申告特別控除及び青色事業専従者給与を計上することにより、所得金額の申告漏れを生じさせた。